

第26編 林 道 編

第1章 開 設

第1節 適 用

1. 適用工種

本章は、林道工事における道路土工、地盤改良工、工場制作工、路盤工、舗装工、法面工、擁壁工、石・ブロック積（張）工、カルバート工、排水構造物工、落石防止工、防護柵工、標識工、区画線工、縁石工（アスカープ）、道路付属施設工、構造物撤去工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。

2. 適用規定

地盤改良工、構造物撤去工、仮設工は、第3編第2章第7節地盤改良工、第9節構造物撤去工、第10節仮設工の規定による。

本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**において特に定めのない事項については、下記の基準類、第10編第1章第2節および第2章第2節による。

なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

- | | | |
|-----------------|------------------|------------|
| 林業土木コンサルタンツ | 森林土木構造物標準設計 擁壁編 | （平成18年10月） |
| 日本治山治水協会・日本道路協会 | 森林土木木製構造物施工マニュアル | （平成23年6月） |
| 日本林道協会 | 林道必携〔技術編〕 | （平成23年8月） |
| 日本林道協会 | 林道規程〔運用と開設〕 | （平成23年8月） |

第3節 工場製作工

1 - 3 - 1 一般事項

1. 適用工種

本節は、工場製作工として工場塗装工その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

受注者は、工場制作工の施工については、下記の規定による。

- （1）工場製作については、第10編第4章第3節工場製作工の規定による。
- （2）工場塗装工については、第3編2 - 12 - 11工場塗装工の規定による。

第4節 道路土工

1 - 4 - 1 一般事項

1. 適用工種

本節は、道路土工として掘削工、路体盛土工、路床盛土工、作業残土処理工、法面整形工その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

本節に定めのない事項については、第1編第2章第4節道路土工の規定による。

3. 根株等の自然還元

受注者は、工事に伴い生ずる根株等を林地への自然還元として利用する場合は、根株等が雨水等により下流へ流出する恐れがなく安定した状態になるよう配置しなければならない。なお、地形条件により根株等の安定が図れない場合は、処理方法を監督職員と協議しなければならない。

第5節 路盤工

1-5-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、路盤工として上置工、下置工、コンクリート路面工その他これらに類する工種について定める。

2. 有害物の除去

受注者は、路盤の施工に先立って、路床面または下層路盤面の浮石、その他の有害物を除去しなければならない。

3. 異常時の処置

受注者は、路床面または下層路盤面に異常を発見したときは、直ちに監督職員に連絡し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。

1-5-2 材料

路盤工で使用する材料は第2編材料編の規定による。

1-5-3 上置工、下置工

1. 上置工、下置工の施工

受注者は、上置工、下置工の材料を、指定の厚さに敷ならさなければならない。

1-5-4 コンクリート路面工

コンクリート路面工の施工については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。

第6節 舗装工

1-6-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、舗装工として舗装準備工、橋面防水工、アスファルト舗装工、耐水処理工、コンクリート舗装工、その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

舗装工については、第10編第2章第4節舗装工の規定による。

第7節 法面工

1-7-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、法面工として植生工、法面吹付工、法枠工、法面施肥工、アンカー工、かご工その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

法面工については、第10編第1章第5節法面工の規定による。

第8節 擁壁工

1-8-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

擁壁工については、第10編第1章第7節擁壁工の規定による。

第9節 石・ブロック積（張）工

1-9-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、石・ブロック積（張）工として作業土工、コンクリートブロック工、石積（張）工その他これに類する工種について定める。

2. 適用規定

石・ブロック積（張）工については、第10編第1章第8節石・ブロック積（張）工の規定による。

第10節 カルバート工

1-10-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、カルバート工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、現場打函渠工、プレキャストカルバート工、その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

カルバート工については、第10編第1章第9節カルバート工の規定による。

第11節 排水構造物工

1-11-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、排水構造物工として、作業土工、側溝工、横断溝工、管渠工、集水工、地下排水工、現場打水路工、排水工（小段排水、縦排水）、コルゲートパイプ工その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

排水構造物工については、第10編第1章第10節排水構造物工（小型水路工）の規定による。

第12節 落石防止工

1-12-1 一般事項

1. 適用工種

本節は、落石防止工として作業土工、落石防止網工、落石防止柵工その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

落石防止工については、第10編第1章第11節落石雪害防止工の規定による。

第13節 防護柵工

1 - 13 - 1 一般事項

1. 適用工種

本節は、防護柵工として作業土工、路側防護柵工、防止柵工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

防護柵工については、第10編第2章第8節防護柵工の規定による。

第14節 標識工

1 - 14 - 1 一般事項

1. 適用工種

本節は、標識工として小型標識工、大型標識工その他これに類する工種について定める。

2. 適用規定

標識工については、第10編第2章第9節標識工の規定による。

第15節 区画線工

1 - 15 - 1 一般事項

1. 適用工種

本節は、区画線工として、区画線工その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

区画線工については、第10編第2章第10節区画線工の規定による。

第16節 縁石工（アスカーブ）

1 - 16 - 1 一般事項

1. 適用工種

本節は、縁石工として作業土工、縁石工（アスカーブ）その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

縁石工（アスカーブ）については、第10編第2章第6節縁石工の規定による。

第17節 道路付属施設工

1 - 17 - 1 一般事項

1. 適用工種

本節は、道路付属施設工として、道路付属物工その他これらに類する工種について定める。

2. 適用規定

道路付属物工については、第3編2 - 3 - 10道路付属物工の規定による。

第2章 橋梁下部

第1節 適用

林道工事における橋梁下部の施工に当たっては、第10編第3章橋梁下部の規定による。

第3章 鋼橋上部

第1節 適用

林道工事における鋼橋上部の施工に当たっては、第10編第4章鋼橋上部の規定による。

第4章 コンクリート橋上部

第1節 適用

林道工事におけるコンクリート橋上部の施工に当たっては、第10編第5章コンクリート橋上部の規定による。

第5章 トンネル

第1節 適用

林道工事におけるトンネルの施工に当たっては、第10編第6章トンネル（NATM）の規定による。

余白